

地保第 1221 号
令和3年（2021年）8月3日

保健所設置市の長様

北海道保健福祉部長

歯科技工法施行細則の一部改正について（通知）

このことについて、歯科技工所が保健所に提出する様式の一部について押印を廃止するため、歯科技工法施行細則（昭和31年北海道規則第113号）の一部を改正したのでお知らせします。

つきましては、貴市管内の歯科技工所等関係機関へ周知願います。

なお、公益社団法人北海道歯科技工士会には、当課から別途通知していることを申し添えます。

記

1 送付書類

- (1) 歯科技工法施行細則
- (2) 新旧対照表
- (3) 新様式一式

2 道のホームページにおける掲載場所

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/framepage/63427.html>

健康安全局地域保健課
健康づくり係
担当：山上
TEL：011-231-4111
(内線 25-530)